

## 利用対象者拡充について

平成30年4月1日から、広島広域都市圏内の23市町間で一時預かり事業の相互利用を開始したことに伴い、これまで広島市居住者のみを対象としていたサービスのうち、「非定型的保育サービス」及び「私的理由による保育サービス」について、近隣市町(※)居住者を対象に加えています。(※令和4年4月 島根県邑南町追加)

| 区分            | 利用者の居住地               |                      |
|---------------|-----------------------|----------------------|
|               | 変更前<br>(平成30年3月31日まで) | 変更後<br>(平成30年4月1日から) |
| 非定型的保育サービス    | 広島市                   | 広島市+近隣市町(※)          |
| 緊急保育サービス      | 不問                    | 不問                   |
| 私的理由による保育サービス | 広島市                   | 広島市+近隣市町(※)          |
| 待機児童等対応保育サービス | 広島市                   | 広島市                  |

(※) 近隣市町とは、下表に記載した市町をいいます。

|     |   |
|-----|---|
| 広島県 | 呉市、竹原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町  |
| 島根県 | 邑南町   |

〈計10市14町〉